

# 自動交付機を利用される方へ

## 1. 自動交付機サービスは

区内12か所に設置した自動交付機を利用し、利用登録をしたカードで住民票の写しと印鑑登録証明書を取得できます。夜間・休日にも証明書を受け取ることができます。

※自動交付機サービスは、コンビニ交付サービスの開始（平成30年12月2日開始）に伴い2020年3月末で終了します。コンビニ交付サービスは、マイナンバーカードを利用して全国のコンビニエンスストア等で各種証明書を取得できる便利なサービスです。ぜひご利用ください。

## 2. 自動交付機の設置場所と利用できる日時

設置場所	利用できる時間
区内10か所の地域センター 1階 区役所第一分庁舎 1階 正面玄関横	平日・土曜日・日曜日・祝日 8:30～21:00
区役所本庁舎 1階 戸籍住民課窓口前	平日（火曜日除く） 8:30～17:00 火曜日 8:30～19:00 毎月第4日曜日（日曜開庁日）9:00～17:00

※年末年始 及び 各地域センターの休館日（年4回程度）はご利用いただけません。

## 3. 交付手数料、発行できる証明書

- ◆ 1通につき 200円（窓口では300円）
- ◆ 住民票の写し（世帯全員または世帯一部） ◆ 印鑑登録証明書（印鑑登録済みの方）

## 4. 自動交付機の利用登録

利用登録には、次のいずれかのカードに、窓口で暗証番号を登録する必要があります。  
利用登録ができるのは1つのカードのみです。

- ◎マイナンバーカード（個人番号カード）または住民基本台帳カード（いずれも有効期間内のみ利用登録が可能です。）
- ◎印鑑登録証
- ◎自動交付機カード（印鑑登録証明書は取得できません。）

利用登録ができる窓口

- ◎戸籍住民課または各特別出張所（10所）
  - ・平日（火曜日除く） 8:30～17:00
  - ・火曜日 8:30～19:00
  - ・毎月第4日曜日（戸籍住民課窓口のみ） 9:00～17:00

※年末年始は、利用登録その他の  
手続きができません。

## 5. 自動交付機を利用する際の注意点（その1） ～裏面もお読みください～

- ◆ ご利用いただけるのは利用登録をされたご本人のみです。利用登録したカードは他人に貸したり譲ったりできません。
- ◆ 自動交付機の利用には暗証番号が必要です。登録した暗証番号は、絶対に他人に知られないようにしてください。ご家族にも教えないでください。
- ◆ 住民票の写しを取得する際は、次の項目の記載の有無を選択してください。〔続柄、マイナンバー（個人番号）、日本人の方は本籍地・筆頭者、外国人住民の方は、国籍・地域、在留資格・期間・満了日、在留カード・特別永住者証明書番号等〕記載が必要な項目はあらかじめ提出先にご確認ください。
- ◆ 発行後の証明書の差し替えや返金はできません。
- ◆ 「公的年金の手続き」等で、手数料が無料となる証明書が必要な場合は、窓口でご請求ください。

以下は表面に続き、自動交付機をご利用いただく際の注意点です。

### ★自動交付機を利用する際の注意点（その2）

#### 【発行できない証明書】

- ◆死亡された方の住民票の写し・印鑑登録証明書 ◆発行停止となっている住民票の写し・印鑑登録証明書
- ◆転出などで除票となった住民票の写し ◆住所の異動履歴等を記載した備考欄付きの住民票の写し
- ◆住民票コード記載の住民票の写し

#### 【使用できる金種、両替等について】

- ◆自動交付機では、硬貨は10円、50円、100円、500円、紙幣は千円札のみ使用できます。
- ◆窓口での両替はお受けできません。また、両替機はありませんので、あらかじめお取り扱いできる金種をご用意ください。

#### 【その他】

- ◆暗証番号の入力を一日3回間違えると、当日のみ自動交付機が利用できなくなります。翌日以降にご利用になるか、窓口で解除等の手続きをしてご利用ください。
- ◆自動交付機をお使いの途中、60秒間何も操作されなかった場合、カードが自動交付機内に取り込まれます。また、カードや証明書の取り忘れを防ぐために、音声によるご案内や警告音が鳴りますが、90秒間放置されるとカードや証明書は自動交付機内に取り込まれます。
- ◆カードや証明書が自動交付機に取り込まれた場合または自動交付機の故障や操作がわからない場合は、窓口の業務時間内であれば職員にお申し出ください。業務時間外は備え付けの専用電話機でご連絡ください。
- ◆セキュリティ対策として、防犯カメラを設置し、自動交付機利用者及び周辺の映像を録画しています。

### ★こんな時はすぐに窓口へ

- ◆利用登録カードを紛失した又は盗難にあってしまったときは、すぐに窓口へご連絡ください。自動交付機の利用を停止します。利用登録したカードが見つからないときは紛失届出をしてください。
- ◆印鑑登録証を利用停止した場合は窓口でも印鑑登録証明書の交付を受けることができなくなります。
- ◆登録した暗証番号が他人に知られた恐れがあるときは、すぐに窓口にご連絡ください。自動交付機の利用を停止します。
- ◆暗証番号を変更したい方又は忘れてしまった方は、窓口で暗証番号の変更又は再登録の手続きをしてください。  
※登録した暗証番号を変更する手続き又は暗証番号を再登録する手続きは、利用登録時同様に本人確認を必要とするため、申請したその日にお手続きできない場合もあります。
- ◆利用登録したカードが割れてしまった場合や自動交付機で利用できなかった場合は、窓口へお申し出ください。
- ◆利用登録したカードを別のカードに変えたい場合等は、窓口にお問合せください。

### 受付窓口及びお問合せ先

【戸籍住民課住民記録係 区役所本庁舎】 03-5273-3601(直通)

【四谷特別出張所】 03-3354-6171      【戸塚特別出張所】 03-3209-8551

【筆筈町特別出張所】 03-3260-1911      【落合第一特別出張所】 03-3951-9196

【榎町特別出張所】 03-3202-2461      【落合第二特別出張所】 03-3951-9177

【若松町特別出張所】 03-3202-1361      【柏木特別出張所】 03-3363-3641

【大久保特別出張所】 03-3209-8651      【角筈特別出張所】 03-3377-4381